
第6章 競 技

第1節 総 則

第108条〔目 的〕

日本国内において開催される国内競技会および国際競技会の組織および運営に関する事項は、本章の定めるところによる。

第109条〔定 義〕

本章における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主 催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主 管
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後 援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）
- (5) 協 力
他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協 賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公 認
他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) 推 薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

第110条〔競技会の主催〕

- ① 本協会は、次の競技会を主催する。
 - (1) 天皇杯全日本サッカー選手権大会
 - (2) 全日本大学サッカー選手権大会
 - (3) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント
 - (4) 全国社会人サッカー選手権大会
 - (5) 全国地域サッカーリーグ決勝大会

- (6) 全国クラブチームサッカー選手権大会
- (7) 全国専門学校サッカー選手権大会
- (8) 全国高等専門学校サッカー選手権大会
- (9) 高円宮杯全日本ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (10) 全国高等学校サッカー選手権大会
- (11) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技
- (12) 日本クラブユースサッカー選手権（U-18）大会
- (13) 高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (14) 日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会
- (15) 全国中学校体育大会／全国中学校サッカー大会
- (16) 全日本少年サッカー大会
- (17) 全日本女子サッカー選手権大会
- (18) 全日本大学女子サッカー選手権大会
- (19) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会
- (20) 全日本女子ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (21) 全日本女子ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (22) 全国レディースサッカー大会
- (23) 全日本フットサル選手権大会
- (24) 全日本大学フットサル大会
- (25) 全日本ユース（U-15）フットサル大会
- (26) 全日本少年フットサル大会
- (27) 全日本女子フットサル選手権大会
- (28) 全国ビーチサッカー大会

② 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

第111条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」または「全国」を使用することはできない。

第112条〔主管の委託〕

- ① 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地域サッカー協会または都道府県サッカー協会に委託することができる。
- ② 前項の場合、委託されたサッカー協会を、主管協会という。

第113条〔アマチュア選手の賞品〕

競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

第114条〔地域競技会等〕

都道府県サッカー協会および地域サッカー協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

第115条〔処 分〕

本協会は、本章の規定に違反した都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、加盟チームまたは選手に本規程第12章にしたがって懲罰を科することができるものとする。

第2節 国内競技会

第116条〔開催の申請〕

- ① 都道府県サッカー協会または地域サッカー協会が、国内有料競技会（無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ）を開催（主催および後援）するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 競技会開催の趣旨
 - (2) 次の諸項目を含む競技会要項
 - イ. 名称
 - ロ. 主催者とその住所地
 - ハ. 主管者とその住所地
 - ニ. 後援の具体的方法
 - ホ. 会期および会場
 - ヘ. 参加範囲
 - ト. 参加資格
 - チ. 競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
 - リ. 表彰方法（賞品およびその寄贈者なども含む）
 - ヌ. 参加料
 - ル. 経費区分
 - ヲ. 入場料金（単価と発行枚数）
 - ワ. その他
 - (3) 競技会運営の組織とその責任者
 - (4) 予算書
- ② 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
- ③ 前2項に基づきすでに承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第117条〔開催承認の条件〕

前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。
ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催ならびに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律・フェアプレー委員会が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

第118条〔各種連盟・加盟チームによる開催〕

本協会の各種連盟または加盟チームが、本協会主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、必ず当該地の都道府県サッカー協会または地域サッカー協会が主催するも

のとする。

第119条〔収支の調整〕

本協会より委託された主管競技会の収入超過または支出超過の処分については、財務委員会の提案に基づき理事会が決定する。

第120条〔予算および決算〕

競技会開催にともなう予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

第121条〔決算の修正〕

本協会は決算報告書に不審な点があるときは、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第122条〔報告義務〕

主催者および主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

第123条〔協会納付金〕

- ① 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。
- ② 本協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。
- ③ Jリーグの有料競技会を開催する場合、日本代表選手の強化費およびサッカー競技の普及振興費として入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第124条〔主催・共同主催・後援〕

- ① 都道府県サッカー協会または地域サッカー協会は、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催または後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第116条〔開催の申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。
- ② 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第125条〔総則〕

国際競技会の組織および運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第126条〔本協会の専属権限〕

本協会はFIFAが認めるわが国唯一の代表機関であり、FIFA加盟国との国際

競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、地域サッカー協会または都道府県サッカー協会が、これを行うことができる。

第127条〔国際競技会の開催の制限〕

国際競技は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

第128条〔本協会以外の団体による国際競技会〕

- ① 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討したうえ、これを承認することができる。
- ② 前項の場合、本協会、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会のいずれかが主催しなければならない。
- ③ 本協会がFIFAおよび大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。
この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

第129条〔海外における競技〕

加盟チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会

第130条〔目的〕

天皇杯全日本選手権大会（以下「本大会」という）は、すべての第1種および第2種加盟チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、サッカーの普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第131条〔主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には、第三者との共同主催とすることができる。

第132条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項については、理事会において別に『天皇杯開催規程』を定める。